



経営者のための



# 銀行交渉術

第20号

平成27年10月15日  
(金)

発行：久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389

## ■◆実践コラム

『月次資金繰り表は重要な疎明資料になります。』  
…月次資金繰り表でキャッシュフロー計算書を補完しましょう。

銀行は決算書を基に融資審査を行います。しかし、決算書で示される「利益」は実物ではありませんので、利益が本当に「ある」のか確かめる術はありません。銀行は常に、提出された決算書が正しいか否かという疑念に悩まされています。

このような背景があり、近年では利益よりもキャッシュを重視する銀行が増えています。融資対象としては、利益を出せる企業よりもキャッシュを稼げる企業の方が安全であり、また、実物である預金残高は決して偽れないためです。

銀行は2期分の決算書からキャッシュフロー計算書を作成します。キャッシュフロー計算書は、キャッシュが増えた(減った)要因を明らかにしますので、銀行にとってはキャッシュの増減に影響しない架空売上に騙されなくて済みます。

しかし、キャッシュフロー計算書に基づく企業評価は、成長企業にとって不利になる場合もあります。売掛サイトが買掛サイトよりも長い企業が売上を伸ばすと、利益は上がる一方でキャッシュが不足します。当然キャッシュフロー計算書においても、営業キャッシュフローがマイナスになりますので、正常な運転資金の増加にも関わらず、評価が低くなる恐れがあります。

この誤解を解くためには、「月次資金繰り実績表」が必要です。キャッシュフロー計算書は、いわば単なる試合結果の報告です。仮に野球の試合だとすれば、勝ったか負けたかの報告だけで、何回にどうやって点を入れたかというプロセスまでは分かりません。よって、月次資金繰り実績表を作成してキャッシュフロー計算書を補完する必要があります。

キャッシュフロー計算書上で売掛金が3,000万円増加したという結果が出た場合、最終月に多額の売掛金が突然発生していれば粉飾の疑いがありますが、期首から徐々に売掛金が増加し、それに伴って回収実績も増加していることが分かれば、正常な増加運転資金だと容易に判断出来ます。

資金繰り実績表の作成は、日々の会計データが必要ですので銀行側が作成することは出来ません。企業側が作成して提出する必要があります。また、過去の資金繰り実績だけでなく、未来の資金繰り計画もあわせて提出すれば、今後必要となる運転資金の根拠も示すことが可能です。たかが資金繰り表ですが、成長企業にとっては大変重要な資料になります。未だ作成していない企業様はご相談ください。



## ◆お役立ち情報

### 『「業務改善助成金」について』

…最低賃金の引上げと業務改善につながる設備投資等を実施する場合に活用できる助成金です。

10月に入ると各都道府県の地域別最低賃金が改定されます。

最低賃金以上の賃金を支払わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることもありますので、所轄労働局のホームページなどで確認しておいてください。

ところで、現在の最低賃金が800円未満となっている42都道府県（埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪以外）の地域において、中小企業の事業主が「賃金引上げ」と「業務改善」を実施した場合に利用できる「業務改善助成金」という助成金があるのをご存知でしょうか。

以下、概要をみておきましょう。なお、千葉県と京都府は今年の10月の改定で最低賃金が800円以上となる予定ですので、最後のチャンスかも知れません。

対象地域内で設備投資等をお考えの方はご検討ください。

### ■支給要件

#### (1)賃金引上げの実施

事業所内に時給800円未満の労働者を使用している場合で、その中の最も低い賃金を40円以上引き上げる。

#### (2)業務改善の実施

労働者の意見を聴取し、労働能率の増進に資する設備の導入等を実施する。

※LEDへの交換等、単なる経費削減のための経費や、エアコン設置等、職場環境を改善するための経費は対象外です。なお、上記(1)、(2)について事前に「賃金引上計画」と「業務改善計画」を策定し、労働局長の交付決定を受けておく必要があります。

### ■助成の対象となる経費

業務改善につながる設備等の導入や専門家への調査、コンサル等の委託費などが対象となります。

### 【労働能率の増進に寄与する設備・機器の導入例】

◇POSシステム、会計システム等の特定業務専用仕様のパソコン導入

◇特殊用途自動車の導入(車椅子リフト付き自動車、トラクター等、ナンバープ

レートの車種を表す数字が「8」で始まるものが対象です。)

### ■助成金額等

#### (1)時間給800円未満の賃金を40円以上引き上げた場合

助成対象経費の1／2(労働者数が30人以下の企業は3／4)で、100万円が上限です。

#### (2)時間給800円未満の10人以上の労働者の賃金を60円以上引き上げた場合

賃金を引き上げた労働者の人数により、上限額が次のようになります。

※助成率は上記(1)と同じです。

10人から14人…130万円

15人から19人…140万円

20人以上…150万円

最低賃金の改定にあわせて自社の賃金の引き上げをお考えの方はご検討ください。